

監査公表 第 1 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市教育長から監査の結果に基づき措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和7年1月10日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 川口裕二

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項		措置の内容
人権・同和教育課	奨励金支給事務について	高等学校進学奨励金について、筑後市小中学校、高等学校等及び大学進学奨励金支給要綱に基づき、進学奨励金の交付を受けようとする者から交付申請書が提出され、交付決定通知書が交付されている。奨励金は、支給要綱に関する事務取扱により、交付決定額を前期・後期の2期に分割して半額ずつ支給することとされているが、交付額の支給が漏れていた。	今後は、このような支給漏れがないよう、規則に則り適正な事務処理を行います。 なお、今回監査で指摘のあった令和5年度進学奨励金（後期分）については、令和6年9月4日に追加支給を行いました。
学校教育課	収納事務について	筑後市奨学会への寄附金について、寄附受納決定後に寄附金受納書の通知とともに納入通知書が発行され収納されている。 しかしながら、預かり証の発行などにより学校教育課職員が寄附者から現金を受領し、寄附者に代わって納入通知書により納付されている例が見受けられる。この収納方法は、筑後市金銭会計規則に規定されていないため、寄附収納の適正化を図る必要がある。	筑後市金銭会計規則の規定に従い、現金による寄附の場合には寄附者へ現金領収書を交付するよう改めることで、収納方法の適正化を図ります。